

探究的な学び支援補助金

(令和4年度第2次補正予算 探究的学習関連サービス等利活用促進事業費補助金)

よくある質問：学校等設置者/学校等教育委員会向け

【詳細については「[探究的な学び支援補助金 公募要領（別紙含む）](#)」を必ずご確認ください。】

質問 1：本補助金を活用して探究学習等サービスの導入を検討しているが、事業者選定の手順等を教えてください。

回答 1：手順① ホームページにて公開している[「採択事業者一覧」](#)から、導入したいサービスを扱っている探究的な学び支援事業者を選定する。

手順② 候補となる探究的な学び支援事業者に対し、サービスの活用方針を踏まえ、本事業での活用についての連携を打診

手順③ 本事業への申請を前提に、探究学習等サービスの導入・利用に関する計画の策定。

※ 必ず、申請者となる探究的な学び支援事業者と連携し、計画の検討・策定を行ってください。

質問 2：導入先の学校等教育機関の設置形態等に応じて異なると聞いたので手続きや申請方法等が知りたい。

回答 2：申請者となる探究的な学び支援事業者と連携して、本事業への申請を前提に探究学習等サービスの導入・利用に関する計画を検討し策定を行ってください。導入先の学校等の設置形態等に応じて、下記の通り申請手続きが異なります。

・**タイプ①：自治体連携型**（学校等設置者が都道府県及び市区町村、一部事務組合）

※設置者が市区町村の場合は、タイプ①でのみ申請可能。

※設置者が都道府県もしくは一部事務組合の場合は、タイプ②において申請することも可能。

※自治体(都道府県及び市区町村、一部事務組合)が取りまとめ、探究的な学び支援事業者が申請を行う

※学校等設置者の担当者が、事務局発行 ID・パスワードを使って、申請情報の一部を入力

・**タイプ②：学校等教育機関単独型**（学校等設置者が【タイプ①】で申請しない都道府県もしくは一部事務組合）

※自治体(都道府県、一部事務組合)が取りまとめずに、学校ごとに探究的な学び支援事業者が申請を行う

・**タイプ③：学校等教育機関単独型**（私立学校・国立学校・フリースクール等）

※学校ごとに探究的な学び支援事業者が申請を行う

質問 3：学校等設置者又は学校等教育機関が提出する書類等がありますか。

回答 3：タイプ②③については、事務局指定様式（導入検討用見積り（兼）事業内容確認書）の提出が必要です。

・タイプ②：学校等設置者からの確認を得て、課長等管理職以上の署名（自署）の上での提出が必須

・タイプ③：学校等設置者からの確認を得ることが望ましいが、学校等設置者からの承認を得ることができない場合は、学校等教育機関からの確認を得て、学校長の署名（自署）の上での提出が必須

質問 4：本補助金を活用した場合、今年度は無償で探究学習等サービスを導入できますか。

回答 4：本補助金を活用した場合、学校等設置者及び学校等教育機関は、令和5年度（2023年度）の対象期間中、無償で探究学習等サービスを導入・利用できます。なお、補助金の活用にあたり令和6年度（2024年度）以降、探究学習等サービスを有償で導入するための導入・資金計画等をご検討いただく必要があります。

質問 5 : 今年度は本補助金を活用して探究学習等サービスを活用したが、来年度以降は継続しないという判断でも問題ないでしょうか。

回答 5 : 来年度以降もサービス利用を継続する場合は有償での実施となります。
今年度事業を踏まえ来年度以降、継続しないという判断でも問題ございません。

質問 6 : 本補助金の補助対象事業となる実証現場（学校等）について知りたい。

回答 6 : 本補助金の補助対象となる学校等教育機関は、下記となっております。

- ・学校教育法第一条に定める学校（ただし、幼稚園及び大学を除く）
 - ・高等専修学校
 - ・教育支援センター（適応指導教室）
 - ・下記の基準を満たすフリースクール
- ① 不登校児童・生徒に対する学習支援・指導・相談を主たる目的とし、補助金交付申請時点までに2年以上の活動実績があること。
 - ② 児童・生徒の在籍校との間に十分な連絡体制が構築されていること。
 - ③ 複数世帯の児童・生徒（小、中学生）を受け入れていること。